

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、平成 25 年 3 月 19 日付け松江市監査委員告示第 2 号で公表した随時監査（工事監査）の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

平成 25 年 5 月 17 日

松江市監査委員 小松原 操
松江市監査委員 児玉 泰州

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>1 土木工事</p> <p>(1)設計材料単価の選定について</p> <p>○江島工業団地内配水管布設替工事（第 2 期）</p> <p>当工事は、配水管の布設替工事であり、配水管の材料単価の決定については県制定単価及び物価資料に掲載がないことから、見積徴収金額に平成 18 年に水道局にて設定したスライド率をかけて決定していた。</p> <p>配水管の材料価格は見積単価に使用数量を乗じた総額が 100 万円以上であることから、特別資材調査を実施し、より適正な材料単価を選定することが望ましい。</p> <p>（上下水道局建設課）</p>	<p>1 土木工事</p> <p>(1)旧松江市水道局の設計積算に使用する材料単価の決定順位は</p> <p>①県制定単価。 ②建設物価に掲載される単価。 ③類似品のスライド率（建設物価価格／見積最低価格）を見積最低価格に乗じた単価。 ④類似品が無い特殊品の単価は平成 18 年に行った調査価格によるスライド率（調査価格／見積最低価格）を見積最低価格に乗じた単価。 ⑤類似品が無い安価な補修材料等は見積最低単価。</p> <p>今回の江島工業団地内配水管布設替工事(第 2 期)で使用した資材 93 品目の内、④の類似品が無い特殊な資材は、3 品目の不断水施工の資材となっています。</p> <p>監査結果の指摘により、平成 24 年度中に④の類似品が無い特殊な資材の価格調査を建設物価調査会を実施し、その取り扱いを原則 5 年間使用するものとし、市場価格に大きな変動が生じた際には調査を実施する事と決定しました。</p> <p>また、配水管の単価に数量を乗じて総額が 100 万円以上となる件の取り扱いとしましては、建設物価または、見積最低単価にスライド率を掛けた</p>

<p>(2)交通誘導員の積算について ○つるべ湾埋立地造成工事（1 工区） 国道 431 号は公安委員会告示により、配置する交通誘導員のうち「交通誘導員 A」を 1 人以上計上する路線に認定されている。当工事は国道 431 号に接した造成工事で、交通安全の観点から交通誘導員を配置して工事がなされていたが、積算上「交通誘導員 A」を計上していなかった。 今後は、適切な積算を行うことが望ましい。 （歴史まちづくり課）</p> <p>(3)変更契約について ○市道中原上追子線舗装改良工事 当工事は、既設舗装を修繕する工事であり、当初契約額は 5,460,000 円だったが、最終契約額は当初契約額の 2.26 倍の 12,349,050 円であった。市として、舗装修繕工事の大幅な変更契約を防止する対策を今年度から実施されているとのことであるが、今後は他の工種に対しても適切な契約が行われることが望ましい。 （管理課）</p> <p>(4)低入札価格調査制度の重点的な監督業務の実施について 松江市では、市の発注する建設工事に係る入札について低入札価格調査制度を実施するにあたり、必要な事項を「松江市建設工事低入札価格調査制度実施要領」で定めている。 当要領の第 14 条第 1 項第 3 号の重点的な監督業務の実施において、「監督職員に対し、監督業務における段階確認、施工の検査等を実施するにあたっては立会することを原則として入念に行わせるものとする。」とあるが、「入念に」に関する取り決めがない。 「松江市土木工事監督技術基準」等を利用し、取り決めを策定することが望ましい。 （建設工事監理室）</p>	<p>単価を使用しており、今後とも適正な単価に努めてまいります。</p> <p>(2)工事特記仕様書が平成 25 年 1 月に改正されたことで、「交通誘導員の配置に関する特記仕様書」に従い島根県公安委員会告示 131 号に該当する区間等の交通誘導警備検定合格者の配置人員を明記し、設計積算の段階で交通誘導員の種類や配置人員について誤りがないようにします。</p> <p>(3)平成 24 年度からは、事前に CBR 試験等を実施し、舗装改良予定箇所の現場条件等を把握して工事発注するよう、措置を講じました。 今後は、他の工種を含む工事に対しても、適正に現場条件等を把握したうえで工事発注するよう努めます。</p> <p>(4)「松江市建設工事低入札価格調査制度実施要領」第 14 条第 1 項第 3 号の重点的な監督業務の実施中の「入念に」に関する取り決めについては、「松江市土木工事監督技術基準」第 3 条第 2 項 (8) 低入札価格工事の対応で定めています。 具体的には、①段階確認及び施工状況の把握の実施頻度を増やし、疎漏工事・手抜き工事の監視、並びに②使用資材の品質等の確認を強化することとしています。 しかし、工事の種類、規模で段階確認項目及び確認の頻度、施工状況の把握項目及び把握の程度は一律ではありませんので、工事毎に建設工事監理室が指導指示できるよう、『<u>実施に当たっては追加確認項目及び頻度について建設工事監理室と協議し決定すること。</u>』を追記し、個々の工事</p>
--	---

<p>2 建築工事</p> <p>(1)設計図の審査について</p> <p>○（仮称）八束統合保育所建設（建築主体）工事が設計の一部について関係法令に適合しないことが判明したため、法に適合するよう設計変更を行っている。設計の審査にあたっては法に適合しない箇所等がないよう留意されたい。</p> <p>（子育て課）</p> <p>(2)変更理由書の記載方法について</p> <p>○（仮称）八束統合保育所建設（建築主体）工事工事項目（コンクリート工事、鉄骨工事、木工事など）ごとに変更内容が記載されているため、変更内容が判りにくい。原設計をどのような理由で変更したかをわかりやすく内容ごとにまとめて記載する方が望ましい。</p> <p>（子育て課）</p>	<p>特性に応じてそれぞれの確認の強化が図れるようにしました。</p> <p>2 建築工事</p> <p>(1)設計業務委託期間内で関係法令協議が十分確保できるように早期発注を行うように努めます。また、建築指導課と十分な協議を行い、対象建物の特性から留意すべき事項の共有化を図ることとします。</p> <p>(2)今後、工事項目ごとではなく、変更の内容ごとにまとめて記載することといたします。</p>
---	--